

防府市教育支援委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市教育支援委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市における学齢児童生徒のうち、障害がある若しくはその疑いのある者の教育支援に資するため、防府市教育支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内の特別支援学級設置校の校長
- (2) 市内の特別支援学級の担任教員
- (3) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各一人をおき、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を整理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、障害がある若しくはその疑いのある学齢児童生徒に対して、適正な教育措置を講ずるための教育支援を行う。

2 前項の教育支援は、必要な調査・検査・診断等に基づいて、合議により総合的に行うものとする。

3 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。